

福岡県公報

平成23年8月15日
第3292号

目次

告示(第1361号-第1366号)

- 県営土地改良事業計画の決定 (農村整備課) …………… 1
- 土地改良区の清算人の退任 (農村整備課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 市街地再開発組合の解散の認可 (都市計画課) …………… 2

公告

- クリーニング業法に基づく研修の指定 (保健衛生課) …………… 2
- クリーニング業法に基づく講習の指定 (保健衛生課) …………… 3

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活環境課) …………… 3
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活環境課) …………… 4

告示

福岡県告示第1361号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年8月15日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営平島地区土地改良(農業用排水施設整備)事業計画書の写し	平成23年8月15日から 平成23年9月12日まで	行橋市役所

福岡県告示第1362号

解散した清算法人鞍手町新北土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年8月15日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
田中 認	鞍手郡鞍手町大字中山3891番地
遠藤 典男	鞍手郡鞍手町大字古門2082番地
水摩 敏男	鞍手郡鞍手町大字中山3823番地
水摩 一紀	鞍手郡鞍手町大字中山3832番地
中西 勲	鞍手郡鞍手町大字中山3814番地
山下 道弘	鞍手郡鞍手町大字古門2967番地
田中 隆美	鞍手郡鞍手町大字中山4068番地

福岡県告示第1363号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年8月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市篠原東二丁目517番1及び517番7から517番13まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糸島市有田898-1

株式会社 高木建設

代表取締役 高木 善一

福岡県告示第1364号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年8月15日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市波多江字沼257番2及び257番4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糸島市潤三丁目13番12号

田中 千代

福岡県告示第1365号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年8月15日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市堤字中原569番1から569番17まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉市甘木952の1

有限会社 山下商店

代表取締役 山下 和樹

福岡県告示第1366号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定に基づき、西小倉駅前第一地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第6項の規定により次のように公告する。

平成23年8月15日

福岡県知事 小川 洋

1 組合の名称

西小倉駅前第一地区市街地再開発組合

2 事務所の所在地

北九州市小倉北区室町二丁目11番4号

3 設立認可の年月日

平成19年11月22日

4 解散認可の年月日

平成23年8月3日

公 告

公告

次の研修をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づく研修として指定したので、公告する。

平成23年8月15日

福岡県知事 小川 洋

1 主催者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋6丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人福岡県生活衛生営業指導センター

福岡市博多区千代1丁目2番4号

3 研修の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成23年10月16日	久留米市民会館	久留米市城南町16番地1
平成23年10月23日	新小倉ビル	北九州市小倉北区米町2丁目2番1号
平成23年10月30日	福岡県立飯塚研究開発センター	飯塚市川津680番地41
平成23年11月14日	生活衛生食品会館	福岡市博多区千代1丁目2番4号

4 研修の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生	1時間 (0.5時間)
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1時間 (0.5時間)
洗濯物の処理	1時間 (1時間)
繊維及び繊維製品	1時間 (1時間)

注 () は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

研修受講料 5,000円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

公告

次の講習をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、公告する。

平成23年8月15日

福岡県知事 小川 洋

1 主催者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋6丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人福岡県生活衛生営業指導センター

福岡市博多区千代1丁目2番4号

3 講習の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成23年11月6日	新小倉ビル	北九州市小倉北区米町2丁目2番1号
平成23年11月21日	生活衛生食品会館	福岡市博多区千代1丁目2番4号

4 講習の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生	1時間 (0.5時間)
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1時間 (0.5時間)
洗濯物の処理	1時間 (1時間)
繊維及び繊維製品	1時間 (1時間)

注 () は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

講習受講料 4,500円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第217号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年8月15日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成23年9月27日（火）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第218号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年8月15日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成23年9月22日（木） 13：30～16：30	福岡市南区塩原2丁目3番1号 南警察署 会議室	南 警 察 署
平成23年9月22日（木） 13：30～16：30	八女市本町465番地 八女警察署 会議室	八 女 警 察 署
平成23年9月26日（月） 13：30～16：30	北九州市八幡東区大谷1丁目1番1号 八幡東警察署 会議室	八 幡 東 警 察 署
平成23年9月29日（木） 13：30～16：30	田川市平松町3番36号 田川警察署 会議室	田 川 警 察 署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。